平成２２年（フ）第９５３号
大阪府阪南市石田600番地の６－８棟506号、前住所大阪府阪南市黒田48番地の１－1108号、営業所所在地大阪市西区九条南３丁目15番３号
破産者　木元鉄工所こと　木元　啓一
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４２号
大阪府阪南市自然田1577番地
破産者　南　　澄惠
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
大阪府貝塚市澤858番地11
破産者　辻　　光彦
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
大阪府和泉市納花町200番地の11、前居所大阪府和泉市下宮町370番地
破産者　八重橋高博
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
大阪府岸和田市下池田町１丁目13番２－203号
破産者　窪堀　昌代
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
広島市安芸区上瀬野町2334－１、住民票上の住所広島市安芸区矢野南５丁目21番12号
破産者　皆本　義三
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２６号
大分市高城新町13番12号　川久ビル303
破産者　小野　辰治
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５１号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10号　新富ハイツ102
破産者　吉田　裕子
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベヲマナイ69番地の１
破産者　柏谷　尚也
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地44　滝沢官舎２－101号
破産者　石垣　　稔
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９３５号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上773番地の194
破産者　内村　　修
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２３４号
長野県上田市古里1918番地27
破産者　小泉　一幸
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３１０号
京都市北区等持院中町18番地６
破産者　瀬尾　昌之
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
京都市下京区西七条北東野町46番地５、住民票上の住所京都府宇治市木幡平尾29番地の100
破産者　田中　貴博
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
奈良県大和郡山市小泉町1551番地
破産者　堀口　　稔
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
奈良市鳥見町３丁目11番地の１　富雄団地56―513号
破産者　大成　幸弘
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９５号
広島市安佐南区沼田町大字伴1264番地18　伊藤方
破産者　桑田　次枝
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
長崎県長崎市清水町19番62号
破産者　高橋　継雄
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2021番地４
破産者　植園　悦郎
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係